

令和 6 年

第 2 回庄原市議会定例会発議

広島県庄原市議会

発議第1号	庄原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	1
発議第2号	地方自治法改正案に係る「国の補充的な指示」の慎重 審議を求める意見書	5

発議第 1 号

庄原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 堀井 秀昭

(提案理由)

議員が庄原市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものである。

## 庄原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、庄原市議会議員（以下「議員」という。）が庄原市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における庄原市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付の請求は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議第 2 号

地方自治法改正案に係る「国の補充的な指示」の慎重審議を求める意見書

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項に基づき、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

庄原市議会議長 様

提出者 総務常任委員会  
委員長 桂藤 和夫

(提案理由)

今国会で審議されている地方自治法改正法案に係る「国の補充的な指示」は、国と地方の対等な関係が損なわれる可能性があるため、関係機関に慎重審議を求め、意見書を提出するものである。



## 地方自治法改正法案に係る「国の補充的な指示」の慎重審議を求める意見書

昨年末の第 33 次地方制度調査会の答申を受け、政府は現在開会中の第 213 回通常国会に地方自治法の改正案の提出を準備してきた。この改正案では、大規模災害や感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補充的な指示」として、自治体に必要な指示を行うことができるの特例を設けることとしている。

しかし、「補充的な指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていない。

この地方自治法の改正に対し、全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念を示している。

3月1日に閣議決定されて衆議院に提出された改正案は、これらの懸念に一部配慮したものになったものの、全国知事会は「法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もある」と指摘し、「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めている。

よって本市議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補充的な指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、丁寧で慎重な議論を尽くされるよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

広島県庄原市議会